防災に関する「国家戦略」の概要（案）

資料１

○ **防災基本計画**は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、地方公共団体が作成する地域防災計画の基本となる。

○ 今回、「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和７年１２月２６日閣議決定）を踏まえ、**防災に関する中長期的かつ総合的な基本政策の考え方を「国家戦略」として示し、防災基本計画に新たに位置づける。**

○ **地方公共団体・指定行政機関・指定公共機関をはじめとする各主体に対し、「国家戦略」を浸透**させ、**我が国全体の防災政策を牽引**する。

防災に関する「国家戦略」＝「皆で共に創る世界一の防災大国」の実現

国家戦略の基本的な考え方

❶**国の責務**として、**国難級の大規模災害**に立ち向かい、**国民の生命を守り抜き、社会・経済機能を維持**する

❷防災が社会全体に組み込まれ日常となっている、**防災を基軸とした社会**に変える

10年程度を見据えて我が国が目指すべき社会像

①**災害の発生を前提とした安全・安心な暮らし**を実現する社会
②**社会全体で事業継続体制が構築され、産官学民が結集**した災害対応・被災者支援体制が構築されている社会
③インフラ等の強靱化により、**災害に強い国づくり、まちづくり**が実現されている社会
④**「自らの命は自らが守る」という意識**が浸透し、**住民が主体的に行動**できるようになっている社会
⑤**早期復旧とより良い復興**のための事前準備が講じられている社会
⑥防災のあらゆる分野で最先端技術が実装され、**防災産業が発展**し、**経済成長を後押し**している社会
⑦**国際防災協力**の推進により、防災を通じて、**我が国の国際社会の地位向上**が図られている社会

国家戦略の実現のため、防災庁が司令塔となり平時からの事前防災を強力に推進

我が国の防災のあり方を変えるため、防災庁が中核となり以下の重点事項に取り組む

防災庁が中核となり取り組む重点事項

・国民の行動変容の促進～防災を日常に～
・科学的シミュレーションに基づく防災・減災対策の高度化
・将来の災害に備えた制度整備や技術開発の促進
〔安全な地域への居住誘導等〕
・国、都道府県、市町村間の連携強化
〔国・都道府県・市町村間の役割分担の明確化、災害対応力の強化、都道府県による市町村への支援・国による広域的な支援〕
・社会全体での事業継続体制・官民連携体制の構築
・あらゆる関係者の総力を結集した被災者支援体制の構築
・防災人材の戦略的育成
・事前復興の理念の実現
・最先端技術の社会実装による防災産業の発展
・国際防災協力の先導、防災技術の海外展開

＜防災基本計画のその他の修正＞
・基本理念の充実　：科学的なリスク評価に基づく事前防災の推進、被災者の良好な生活環境の確保
・災害からの復旧及び復興の推進：特定災害復旧復興本部、非常災害復旧復興本部の設置
・下水道法の改正　：市町村が管理する公共下水道の災害復旧工事等への都道府県による代行支援